

留学生ガイドブック

INTERNATIONAL  
STUDENT  
GUIDE BOOK

## 目次

1. 来日後・帰国前に必要な手続き	1
1-1) 来日後に必要な手続き	1
1-2) 帰国前に必要な手続き	1
2. 大学生活について	3
2-1) グローバルラーニングセンター	3
2-2) 留学生担当教員	3
2-3) 指導教員	3
2-4) 連携推進課	3
2-5) 学生チューター	3
2-6) 宗像市内地図	4
2-7) 学内地図	5
2-8) 外国人留学生対象授業	6
3. 健康、安全について	9
3-1) 体調が悪くなったとき	9
3-2) 犯罪・盗難・交通事故に遭ったとき	9
3-3) 消火活動・救助が必要なとき	9
3-4) 車・自転車・バイクの運転	10
3-5) 防災ホームページ	10
4. 出入国在留管理局での手続きについて	11
4-1) 在留期間の更新	11
4-2) 卒業、修了、退学、除籍時	11
4-3) 資格外活動許可の申請	11
4-4) 再入国の許可	11

## 1. 来日後・帰国前に必要な手続き

在留カードはいつも携帯してください。

来日したとき、帰国するときに必要な手続きがあります。必ずおこなってください。（ひとりでは難しい場合、学生チューターと一緒におこないきましょう。）

自分が住む地域の役所等や銀行に行って手続きをしてください。

役所等や銀行は一般的に平日のみ開いています。（土曜日、日曜日、祝日は休み）事前に窓口の受付時間を調べてから行きましょう。

役所等での手続きのときにはパスポートと在留カード（すでに持っている場合）が必要になるため、忘れずに持って行きましょう。

### 1-1) 来日後に必要な手続き

#### ● 住居地の届出

入国後14日以内に必ず役所等で住居地の届出をしてください。入国時に在留カードを受け取っていない場合、住居地の届出後1週間程度で住居地に郵送されます。また、住所が変わった場合には必ず役所等と連携推進課へ14日以内に届け出てください。

#### ● 国民健康保険の加入

在留資格が「留学」の外国人留学生は国民健康保険に加入しなければなりません。役所等で加入の手続きをしてください。加入には保険料が必要ですが、病院等で支払う治療費の負担が30%になります。保険料を減額してもらえることがあるため、必要な場合は役所等で相談してください。

#### ● 国民年金の加入

20歳以上の外国人留学生は全員国民年金に加入しなければなりません。役所等で加入の手続きをしてください。加入には保険料が必要ですが、免除手続きをすると保険料が免除してもらえることがあるので、忘れず手続きを行ってください。

#### ● 銀行口座の開設

国費外国人留学生の給与は銀行口座への振込にて支払われますので、必ず銀行口座の開設するようにしてください。他の人は必要があれば銀行口座の開設を行ってください。ただし、日本では滞在期間が一定以上（通常は6か月以上）でなければ、ほとんどの銀行で口座開設はできないので、もし口座開設する場合は一度連携推進課に相談ください。

### 1-2) 帰国前に必要な手続き

#### ● 学生証の返却

帰国前に、連携推進課に学生証を返却してください。

## ● 部屋の退去

アパート等に住んでいる人は、退去日の1～2か月前までに家主や管理会社に連絡して退去することを伝えてください。退去するときは部屋をきれいに清掃してください。連絡が遅くなった場合や部屋の状態が悪い場合、お金を追加で請求されることがあります。ガス、電気、水道などの公共料金についても、事前に各会社に退去日を連絡して、料金の精算をしてください。

本学の寮に住んでいる人は、退去日の1か月前までに連携推進課に連絡及び学生支援課に退寮届を提出してください。

## ● 転出届の提出

帰国する前に、役所等に国外転出の届出をしてください。帰国の14日前から手続きができます。帰国日を証明する書類（航空券やEチケット等）を持って必ず届け出をしてください。忘れると、帰国後も国民健康保険料等が請求されることがあります。

## ● 国民健康保険の解約

役所等で国民健康保険の解約手続きを行い、保険証（国民健康被保険者証）を返却してください。

## ● 国民年金の解約

国民年金に加入していた場合、役所等で国民年金の解約手続きを行ってください。脱退一時金を請求できる場合がありますので、役所等で相談してください。

## ● マイナンバーカード（通知カード含む）の返納

帰国し、日本に戻る予定のない人は、役所等でマイナンバーカード（通知カードを含む）を返納します。帰国し、将来的に日本に戻ってくる可能性がある人は、その旨を役所で伝えると、窓口で、マイナンバーカードに「返納」というスタンプが押され、戻ってきます。次回、来日し、住民登録をする場合には、そのマイナンバーカードを新しい居住地の役所に提出してください。

## ● 銀行口座の解約

銀行口座を開設した銀行に通帳やキャッシュカードを持って行き、銀行口座の解約手続きを行ってください。ガス、電気、水道などの料金を口座引き落としにしている人は、料金の引き落としが全て済んでいるかを確認した後で解約してください。奨学金や給与等を支給されている場合、最後の振込が終わっているかを確認した後で解約してください。

## ● 在留カードの返却

出国するときに、空港等で在留カードを返却してください。

## 2. 大学生活について

### 2-1) グローバルラーニングセンター

グローバルラーニングセンターは、外国人留学生の皆さんが日本での生活や学業をスムーズに送れるよう、サポートをします。日本での生活や日本文化などで困ったことがあれば、相談してください。

### 2-2) 留学生担当教員

留学生担当教員は、留学生対象授業、ホームルーム、留学生研究発表会等を担当しています。学修や日常生活で困っていることがあれば、相談してください。

### 2-3) 指導教員

本学に留学している外国人留学生1人に対して1人の指導教員がいます。履修する授業やこれからの研究について、相談してください。

### 2-4) 連携推進課

連携推進課（事務局1階）で大学関係の手続きを行うことができます。留学生活について相談をすることができます。窓口は平日の8時30分～12時15分、13時から17時にあいています。

電話番号：0940-35-1247、E-mail：kokusai@fukuoka-edu.ac.jp



### 2-5) 学生チューター

入学後3か月間及び研究発表会前の3か月間、学生チューターをつけることができます。日本での生活に必要な最初の手続きや授業の履修、日本語の勉強などの手助けをしてくれます。週に1回以上は会って、何でも相談できる関係を作りましょう。学生チューターとあまり会うことができない場合や、仲良く話すことができない場合など、なにか問題があれば、指導教員や連携推進課に相談してください。

## 2-6) 宗像市内地図



### ● 学生寮

本学には、日本人学生と一緒に生活することのできる学生寮があります。学生が負担する経費は寄宿料と水道光熱費等を合わせて、男子寮は約10,000円、女子寮は約16,000円です。女子寮では授業が行われる(月～金曜日)日のみの朝夕食を別途有料(朝170円/1食、夕330円/1食)で提供しています。(授業がない土曜日、日曜日、祝日・夏休み等の提供はありません。)

名称	住所	電話番号	居室	室数
武丸寮 (男子寮)	宗像市武丸832番地1号	0940-35-1754	洋室 (13㎡)	145
城山寮 (女子寮)	宗像市赤間文教町1番20号 (大学内)	0940-35-1244		236

※ 大学周辺の民間のアパートに居住したい場合は、大学生協や民間の不動産会社などで確認ください。

## 2-7) 学内地図



### ● 図書館

本学の図書館では、図書や雑誌の閲覧や貸出、新聞の閲覧ができます。国際交流コーナーには外国人留学生向けに購入した日本語学習のテキストや日本文化を紹介した図書や辞典などが置いてあります。辞書類以外は貸出もできます。図書館の開館時間などは図書館のHPを確認してください。



### ● 健康科学センター

健康科学センターでは診察・相談を行っています。健康面についての相談や近くの病院を案内することができます。受付時間などは健康科学センターのHPを確認してください。





## 2-8) 外国人留学生対象授業

学期の途中からの受講はできません。指定された日時までに「受講科目一覧表」を作成し、連携推進課に提出してください。

外国人留学生は基本的に決められたカリキュラムの授業を履修します。もし追加で他の授業を履修したい場合、指導教員に確認した上で受講するか決めてください。

学期の途中で受講を取りやめる場合、必ずその授業の担当教員に報告してください。

授業内容を確認したい場合、本学のHPのシラバスから確認してください。



### ● ホームルーム

毎月第2、第4火曜日の3限にホームルームを行います。外国人留学生は誰でも参加できます。日本語日本文化研修留学生、協定留学生は必ず出席してください。教員研修留学生もできるだけ参加しましょう。大切な連絡や、大学や日常生活で困っていることなどについても話し合います。また、それぞれが進めている研究の状況についても報告し合います。ほかの外国人留学生たちと知り合うことで日本での生活についての情報共有や、日本語の上達にもつながります。

### ● 日本語補講

日本語補講は日本語本語能力検定試験（JLPT）N2未満の留学生を対象の授業です。通常の授業とは違い、受講しても単位は付与されませんが、非漢字圏出身者向けの授業や個別指導も行っています。個々のレベルに合わせた指導を行い日本語能力の向上を目指します。

### ● 成績・評価

日本の大学の成績・評価は学期末の試験やレポートなどの成績に加え、日ごろの受講態度、出席状況などによって総合的に判断されます。欠席や遅刻や私語などがあると、試験でよい成績をとっても低い評価になります。

授業中に体調が悪くなった場合などは、その授業の担当教員に報告してから退出してください。

やむをえない理由で授業を欠席する場合は、事前または事後にその授業の担当教員に欠席理由を報告してください。適正な理由の場合、「欠席」として扱われません。

授業を休んで「学校見学」などに出かけるときは、欠席する授業の担当教員に「欠席届」を提出してください。

電車やバスなど公共交通機関が事故などで遅れて授業に遅刻する場合は、「遅延証明書」や「延着証明書」をもらい、それを授業担当教員に提出してください。提出した場合「遅刻」として扱われません。

各授業の出席・受講状況は、今後入国管理局で在留期間の延長申請をする場合の重要な審査基準となります。



● 授業時間

時限	時間
1限	8:40~10:10
2限	10:25~11:55
3限	12:45~14:15
4限	14:30~16:00
5限	16:15~17:45
6限	18:00~19:30

● 前期授業時間割（4月～8月）

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限	日本語1 (読む・書く)		比較教育文化 論A	日本語1 (大学生の聴 解)	
2限	日本語1 (コミュニ ケーション)	日本の教育制 度A		※日本語補講 <個別指導>	日本事情A
3限	日本語(総 合)A	ホームルーム		日本語1 (聴く・話 す)	※日本語補講 <初級>
4限	※日本語補 講 <漢字>				

● 後期授業時間割（10月～2月）

時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限	日本語2 (読む・書 く)		日本事情B	日本語2 (大学生の聴 解)	日本の教育制 度B
2限	日本語2 (コミュニ ケーション)		比較教育文化 論B	※日本語補講 <個別指導>	
3限	日本語(総 合)B	ホームルーム		日本語2 (聴く・話 す)	※日本語補講 <初級>
4限	※日本語補 講 <漢字>				※日本語補講 <初級>

### ● 日本理解特別プログラム

日本理解を深めるための特別プログラムによる体験型の研修です。留学生のチューター学生等にも参加するため、それぞれの文化の相違や背景等に関する意見交換や共同学習をとおし、日本国内での多文化理解とその深化を目的としています。授業がない日程に日帰りで引率の教職員とともに県外の研修先へバスで向かいます。

日本理解特別プログラムに参加する場合、学内で行われる事前研修に参加し、研修終了にレポート提出する必要があります。参加状況やレポートの内容により、総合的に評価を行います。

### ● 留学生研究発表会

日本語・日本文化研修留学生、協定留学生は留学期間の最終月（8月または2月）に日本語で作成した成果報告書を提出し、留学生研究発表会の時に日本語で発表してもらいます。この発表会は例年オンラインで行い、指導教員や日本の学生たちや過去の外国人留学生も参加します。留学期間が始まるときから、指導教員と話し合い、研究の計画を立て、外国人留学生対象授業や専門授業で学んだことを踏まえ、研究テーマを立て、指導教員の指導に従って、成果報告書を作成し、発表の準備をしてください。

発表者以外の外国人留学生は発表会の司会や、発表のタイムキーパーなど留学生研究発表会の手伝いを行います。

### 3. 健康、安全について

緊急車両（救急車やパトロールカー、消防車など）を呼んだ場合、赤色灯を回転させ、サイレンを鳴らしながら現場に来てくれます。サイレンが聞こえたら外に出られる場合は、外に出て手を振るなど合図をしてください。

また、緊急車両は緊急に必要なときにだけ利用するようにしてください。

#### 3-1) 体調が悪くなったとき

日本の病院は、時間によっては診療を受けられないことがあります。急患の場合は急患対応をしている病院に行くか、緊急を要する場合には救急車を呼んでください。

救急車を呼ぶときの電話番号は「119」です。

急な病気やケガに関する悩みに対し、救急医療機関での経験を有する看護師に、医療機関受診の緊急度などについて相談できる救急医療電話相談もあります。

救急医療電話相談の電話番号は「#7119」または「092-471-0099」です。

どちらも24時間、無休です。

平日には大学内にある健康科学センターで相談することも可能です。

#### 3-2) 犯罪・盗難・交通事故に遭ったとき

警察官にすぐに現場へ駆けつけてほしい事件や事故が起きたときは「110」に電話しましょう。

全国どこでも24時間体制で受け付けています。けが人がいる場合は、警察から救急車の手配もしてくれます。

落とし物をした場合など、緊急性を有しない場合は、交番や警察署に行って相談しましょう。

#### 3-3) 消火活動・救助が必要なとき

火が発生したときや、救助が必要なときは「119」に電話しましょう。

「119」に電話すると消防署にかかりますが、消防署には消防車と救急車があります。火事で消防車による消火活動が必要なのか、救急車による救助が必要なのか電話で状況を説明してください。

火事が起きたときは「119」に電話するとともに、近所の人に伝えて消火の協力を求めましょう。消火をする際は屋外への避難経路を確保したうえで行いましょう。火事の炎が天井に届くようになったら、初期消火の限界といわれています。迷うことなく一刻も早く屋外へ避難しましょう。

また火災にならないよう日頃から加熱器具、たばこ、ガスなどの取り扱いに気を付けてください。

### 3-4) 車・自転車・バイクの運転

車・自転車・バイクは日本の法律やルール、マナーを守って運転しましょう。

車・自転車・バイクは左側通行です。

車やバイクの無免許運転をしないでください。

駐車・駐輪は決められた場所で、鍵をかけるようにしましょう。また、放置自転車には乗らないようにしましょう。

自転車を購入した際には購入した店舗や交番等で防犯登録をすること、自転車・バイクを運転する際にはヘルメットの着用が義務（バイクの防犯登録は任意）となっています。

車・自転車・バイクを運転するためには、必ずそれぞれの保険に加入してください。

### 3-5) 防災ホームページ

災害はいつどこで起こるかわかりません。日本は特に地震や台風の被害が多い国です。安全に過ごすためには、日頃から、避難場所や避難経路を調べたり、災害に備えたりすることが大切です。防災に関して詳しい情報は、自治体のホームページを確認してください。



福岡県防災ホームページ



宗像市防災ホームページ

## 4. 出入国在留管理局での手続きについて

### 4-1) 在留期間の更新

在留期間を超えて滞在する場合、出入国在留管理局で在留期間の更新をする必要があります。在留期間満了の3か月～10日前までに各自更新手続きを行ってください。在留期間の更新が必要な場合は、まず連携推進課に来てください。また、在留期間の更新をした場合、在留カードのコピーを連携推進課に提出してください。

### 4-2) 卒業、修了、退学、除籍時

卒業、修了、退学、除籍などで本学を離脱する時は出入国在留管理局に届け出る必要があります。まず連携推進課に来てください。

### 4-3) 資格外活動許可の申請

留学生の皆さんの日本での活動目的は、学習や研究であり、在留資格は原則として「留学」です。在留資格「留学」では、就労はできません。

留学生がアルバイトをするには、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受ける必要があります。

許可を受けずにアルバイトをした場合、期間更新（ビザ延長）ができなかったり、1年以下の懲役や200万円以下の罰金が科せられたり、退去強制の対象となったりすることがありますので、注意してください。

#### ● 働くことができる時間

アルバイトが許可されるのは1週間に28時間以内（長期休業期間にあつては、1日につき8時間以内）です。

#### ● 働くことができない場所

風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でアルバイトをすることは認められません。

### 4-4) 再入国の許可

再入国許可とは、日本に在留する外国人が一時的に出国し再び入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可です。

在留期限が1年以上残っていて、出国から1年以上経過した後に再入国する場合、「再入国許可」を事前に取得する必要がありますが、出国から1年以内（または在留期限が1年以内に切れる場合は在留期限まで）に再入国し、同じ活動を続ける場合、「みなし再入国許可」が適用されます。

上記の再入国許可制度、みなし再入国許可制度を利用せずに出国した場合、その時点で現在保有する在留資格を放棄したことになり、入国時に再度「ビザ」の取得が必要となります。

在学中の一時的な出入国の場合は、必ずいずれかの許可を申請してから出国してください。

また、一時帰国などで日本を出国する際には、必ず事前に連携推進課に連絡してください。

- みなし再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。（この制度を「みなし再入国許可」といいます）。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその当日までとなりますので、注意してください。この制度を利用して出国する場合は、出国の際、再入国出入国記録の該当欄に正しくチェックを入れてください。なお、手数料はかかりません。

- 再入国許可

在留期限が1年以上残っていて、出国から1年以上経過した後に再入国する場合は再入国許可を事前に取得する必要があります。再入国許可には、1回限り有効なもの、数次回有効なものがあり、再入国許可の有効期間は在留期間の満了日までとなります。

再入国許可申請は、居住地の出入国在留管理局で申請してください。